



「第二次日本経穴委員会」便り

～第12回 閑話休題・1穴が2穴に変身～

第二次日本経穴委員会・作業部会委員 こばやしけんじ 小林健二

はじめに

作業部会は、4月末の韓国の会議終了後、少しの間、メンバー全員が直接会う会議を開かず、もっぱらメーリングリストで意見交換する会議が続いています。委員会としてはあまり大きな進展はありませんので、ここでちょっと「経穴学の文献学的研究アプローチ」と称して、実際のツボを例にして紹介いたします。

ツボの名前の勘違い

まず、結論から先に述べます。手の少陰心経「青霊」は、手の三焦経「清冷淵」の勘違いから生じた新しいツボであるというお話です。

では、どのような勘違いがあったのでしょうか？ これは経穴文献記載中の「青霊」と書かれたツボを新しいツボと勘違いし、そのまま従来の経穴書に追加してしまったわけです。実は唐代の経穴書では「清冷淵」は避諱のために「清冷淵」と記載することができず「青霊」と書かれていた、ということに気が付かなかった誤りから生じたものです。

これは中国の古典書物を読むときに注意する避諱という習わしからきています。

避諱とは、その時々天子の諱(本名)に出合ったとき、敬意を表してその字を避ける中国

の慣習であります。避けると言ってもいろいろな方法があります。文字の字自体の形を変えたり、音の通じる別字に改めたりする方法、欠筆といって一画減らした字にする方法などです。

唐代の『千金方』なども「大淵」を「大泉」、「清冷淵」を「清冷泉」と記載されています。これは、唐の高祖、李淵の「淵」の文字の避諱で「泉」の文字になったものです。

ただ、避諱の方法はこれだけではなく、文字そのものを書かないこともあったのです。『後漢書』の著者、范曄の弟は、廣淵というのですが、『南史』では「廣」一字とされ、施淵夫という人は、『南史』では施夫となっています。ですから、「清冷淵」は、唐代になると「清冷泉」と「淵」を「泉」に変えたり、「淵」の字を削除した「清冷」と表記されたりして、それが「青霊」となったものです。

では、それはいつ頃からでしょうか？ 現在の経穴書、たとえば『標準経穴学』には「太平聖恵方」には、心経の青霊、膀胱経の厥陰兪・督兪・気海兪・関元兪の5穴が、はじめて記載されていた……」とあります。中国の大学中医学院教本『腧穴学』でも、同じく「太平聖恵方から……」とあります。

しかし『太平聖恵方』(992年)は新穴を増補したわけではありません。ただ清冷淵を青霊と記

述しただけのことですから。この2つの名前を、どちらも別のツボとしてまとめ上げたのは宋代の王惟一編纂の『銅人腧穴鍼灸図経』(1026年)からです。この書を編纂する際、清冷淵と青霊を別のツボとみなし、青霊を手少陰心経に帰属させています。この誤りは現在まで踏襲されています。

論より証拠—最古の経穴書図版資料

『太平聖恵方』巻100の図版(『明堂図』)を見てもらえば、アッ! と気が付くと思います。上肢を内旋し、上腕後面に青霊が位置として描かれているのがおわかりでしょうか。



経穴書は『随書』経籍志という図書目録に依れば、『明堂孔穴』五巻、『明堂孔穴図』三巻などと、書と図(経穴図版書)という形ですでにありました。現存する経穴を体系的に記述した書の古い順でいえば、『鍼灸甲乙経』(282年)、『千金方』(652年)、『外台秘要』(752年)、『医心方』(984年)がありますが、いずれも経穴位置・主治症の記述のみで明堂図はありません。

この宋代の『太平聖恵方』(992年)は経穴位置・主治症と明堂図をセットで表した現存最古

の書物です。その特徴は、唐末五代の医学を総合的に編纂した官製の医書であります。

さらに用例を見てもらえば、清冷淵と青霊が同じことも理解できると思います。

○甲乙経

・清冷淵。在肘上一寸。〔一本作二寸〕伸肘拳臂取之。

・頭痛振寒。清冷淵主之。

・肩不可拳。不能帶衣。清冷淵主之。

○千金方

・清冷泉。在肘上三寸。伸肘拳臂取之。

・清冷泉。陽谷。主肩不拳。不得帶衣。

○千金翼方

・清冷泉。在肘上三寸。伸肘拳臂取之。

○外台秘要方

・清冷淵。在肘上三寸。伸肘拳臂取之。

主。頭痛振寒。肩不拳。不得帶衣。

○医心方

・清冷淵。在肘上三寸。伸肘拳臂取之。

主。肩不拳。不能帶衣。頭痛。振寒。

○太平聖恵方 巻99

・青冷淵。在肘上二寸。伸肘拳臂取之。

主。肩不拳。不得帶衣。

○太平聖恵方 巻100

・青霊。在肘上三寸。伸肘拳臂取之。

主。肩不拳。不能帶衣。

○銅人腧穴鍼灸図経

・清冷淵。在肘上二寸。伸肘拳臂取之。

治。臑從肩臂不拳。不得帶衣。

・青霊。在肘上三寸。拳臂取之。

治。肩臂不拳。不能帶衣。

頭痛振寒。目黄脅痛。

・清冷淵。在肘上二寸。伸肘拳臂取之。

・青霊。在肘上三寸。拳臂取之。

(〒356-0031 埼玉県上福岡市中央1-6-2)